

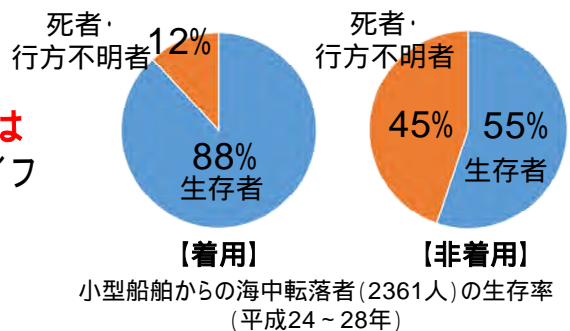
ライフジャケットが命を守ります！

2月1日から 救命胴衣着用義務拡大

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが船長の義務となります。
【平成34年2月1日以降、違反点2点が付与されます。】

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の**生存率は1.6倍**です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！



ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である**桜マークのあるライフジャケット**を着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！



【問合せ先】

着用義務化拡大に関する情報は、国土交通省海事局のホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018html/
詳細な情報については、国土交通省海事局又は最寄りの地方運輸局へ問合せ願います。



LINK



第四管区海上保安本部
4th Regional Coast Guard Headquarters

海の安全情報メール配信サービス →
(空メールを送信して登録して下さい)

海の安全情報メール
登録無料受付中



海の安全情報スマートフォン用サイト
(こちらから登録して下さい)

海の安全情報
Maritime Information and Communication System

